

第9次総量削減計画（京都府）
策定の方角性について

国の水質総量削減制度

水質総量削減制度の沿革

	基本方針策定	目標年度	指定項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	COD、窒素、りん
第7次	平成23年6月	平成26年度	COD、窒素、りん
第8次	平成28年9月	平成31年度 (令和元年度)	COD、窒素、りん
第9次	令和4年1月	令和6年度	COD、窒素、りん

今回、京都府が
策定する部分



指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海
指定項目：化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん

瀬戸内海環境保全特別措置法 第12条の3
水質汚濁防止法 第4条の2

【総量削減基本方針】

- ・ 指定水域ごとに環境大臣が策定
- ・ 目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

水質汚濁防止法 第4条の3

【総量削減計画】

- ・ 総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・ 発生源別（生活系、産業系、その他系）の 削減目標量
- ・ 削減目標量の達成の方途
- ・ その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

【事業の実施】

- ・ 下水道の整備
- ・ し尿処理施設の整備 等

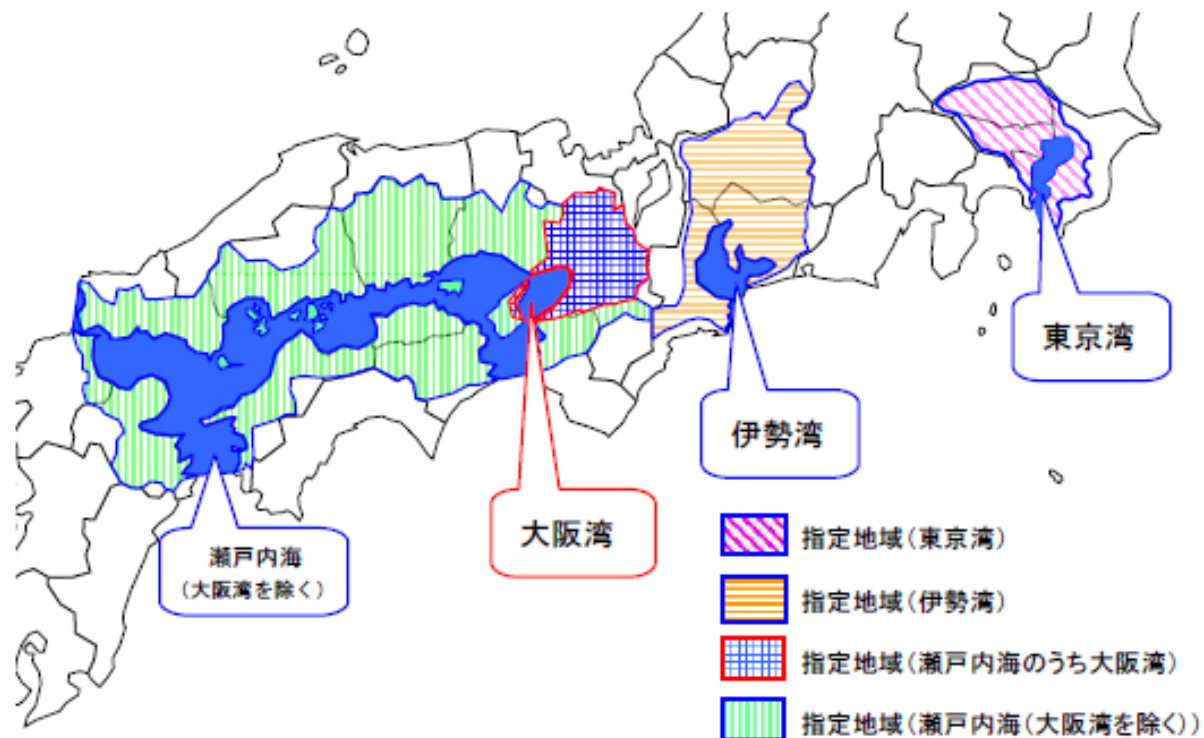
【総量規制基準による規制】

- ・ 排水量が50m³/日以上
の工場・事業場が対象
- ・ 排水濃度×排水量の規制

【削減指導等】

- ・ 小規模事業場
- ・ 畜産、農業
- ・ 一般家庭 等

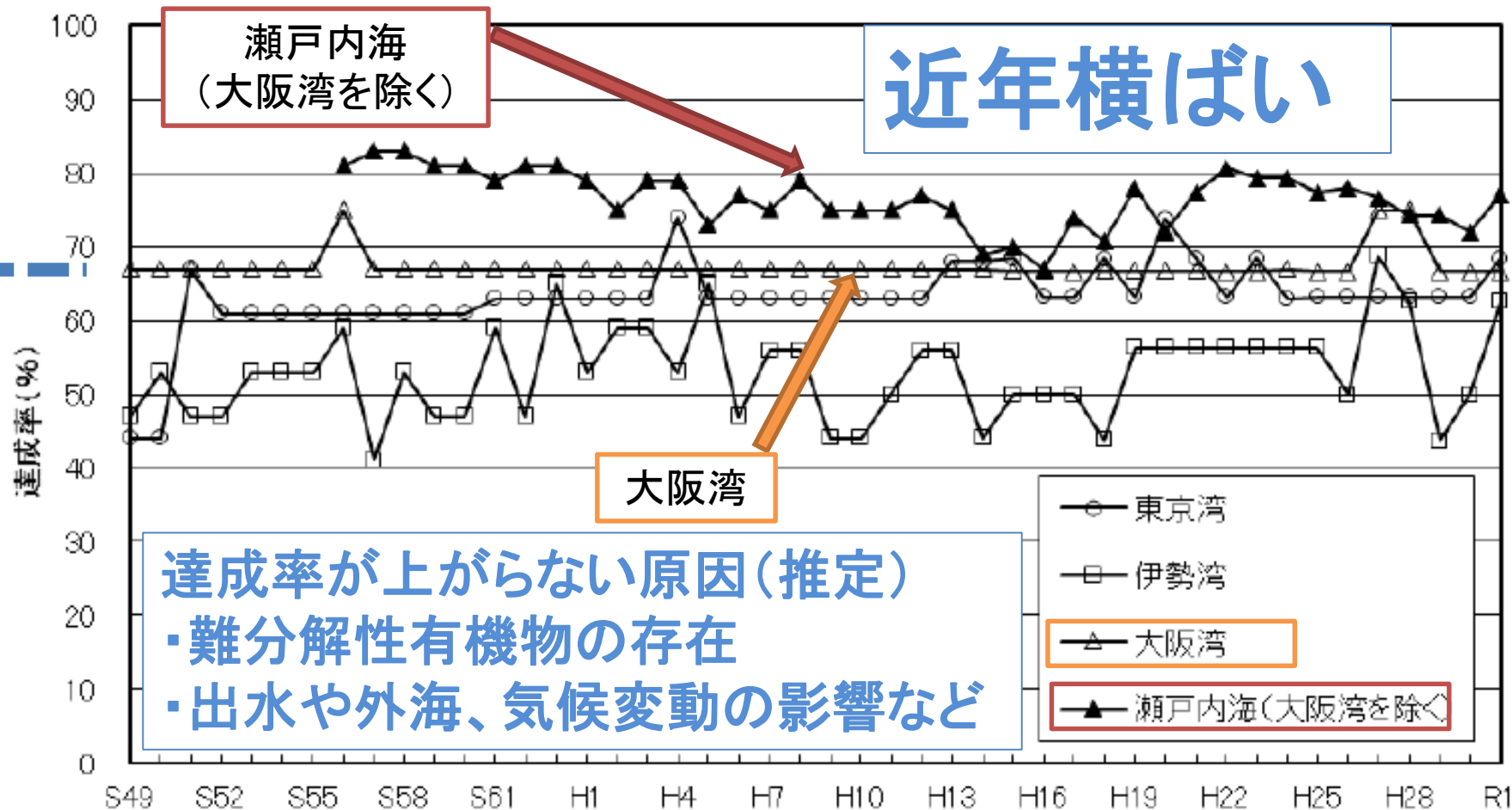
水質汚濁防止法に基づく総量削減の 指定水域及び指定地域



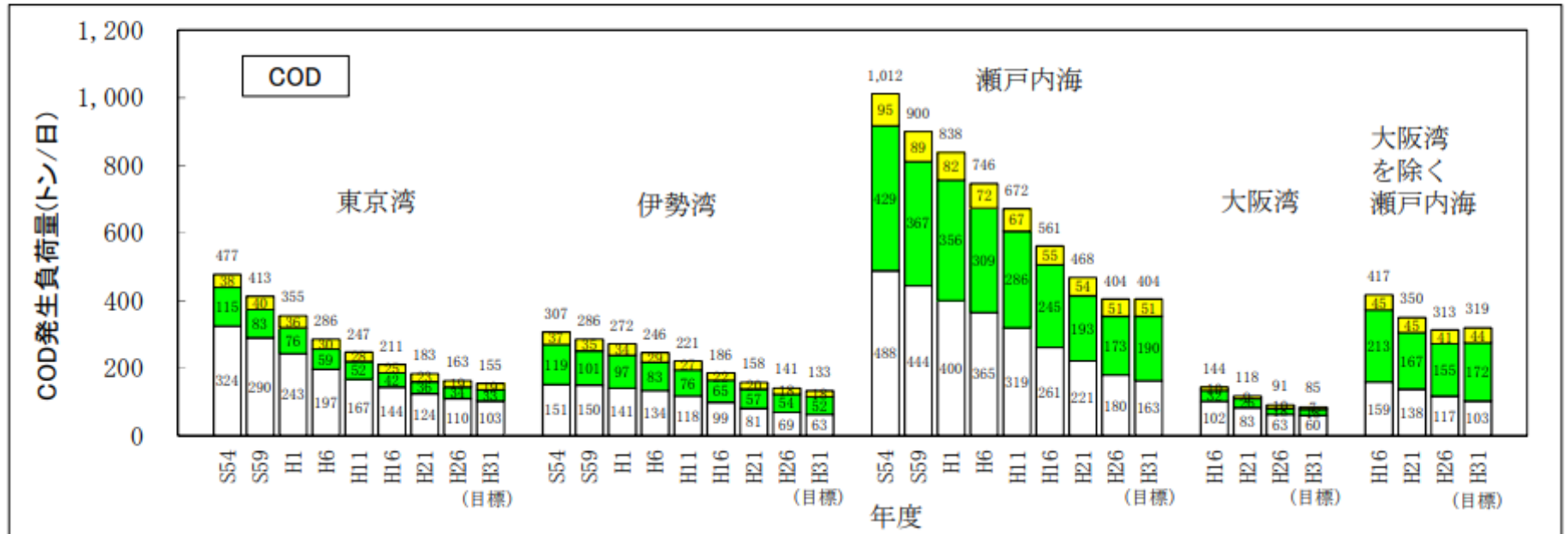
【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

海域毎の環境基準の達成率 (COD)



COD汚濁負荷量の推移



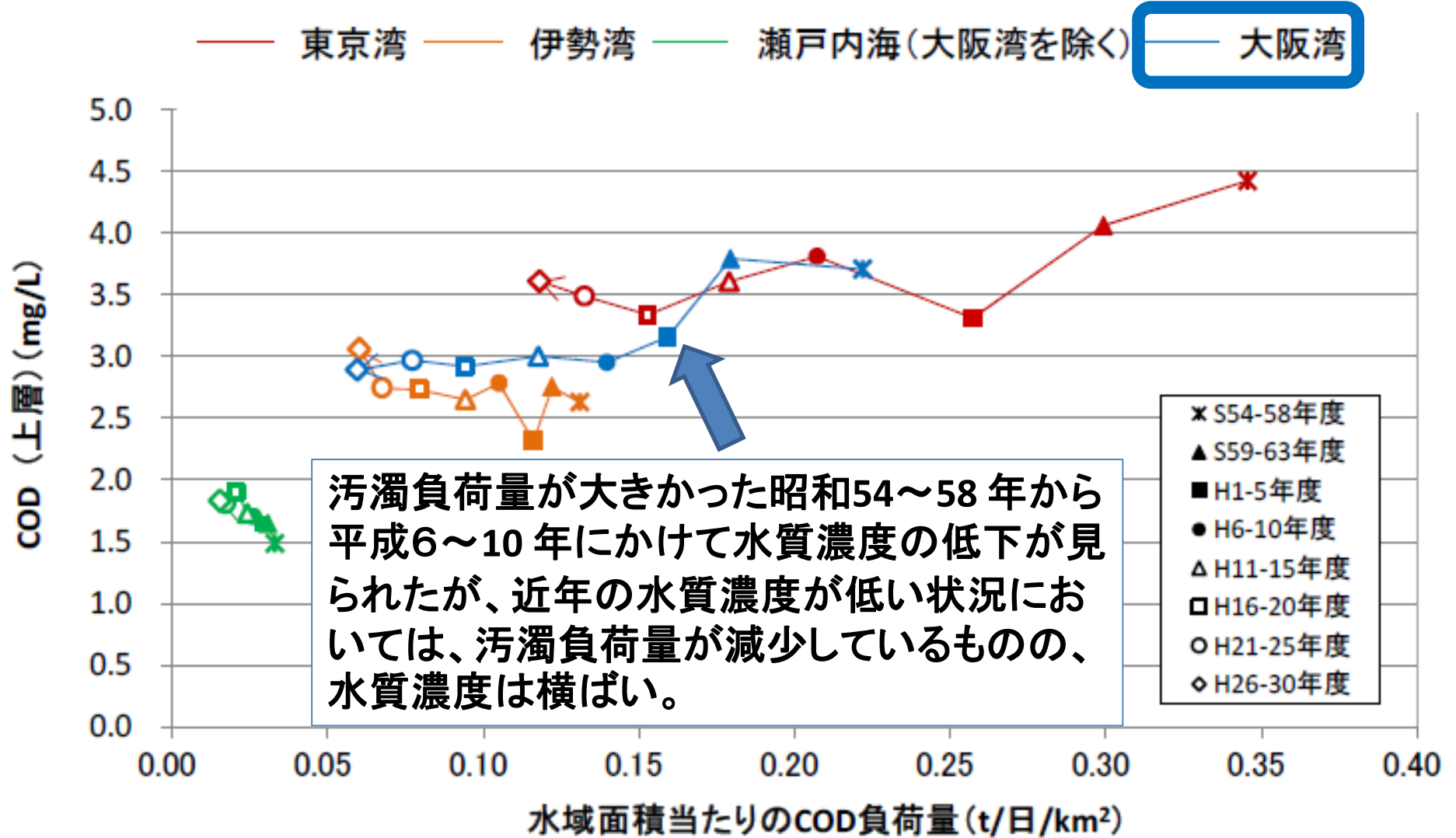
(出典)「発生負荷量管理等調査」(環境省)及び関係都府県による推計結果

京都府内の発生負荷量

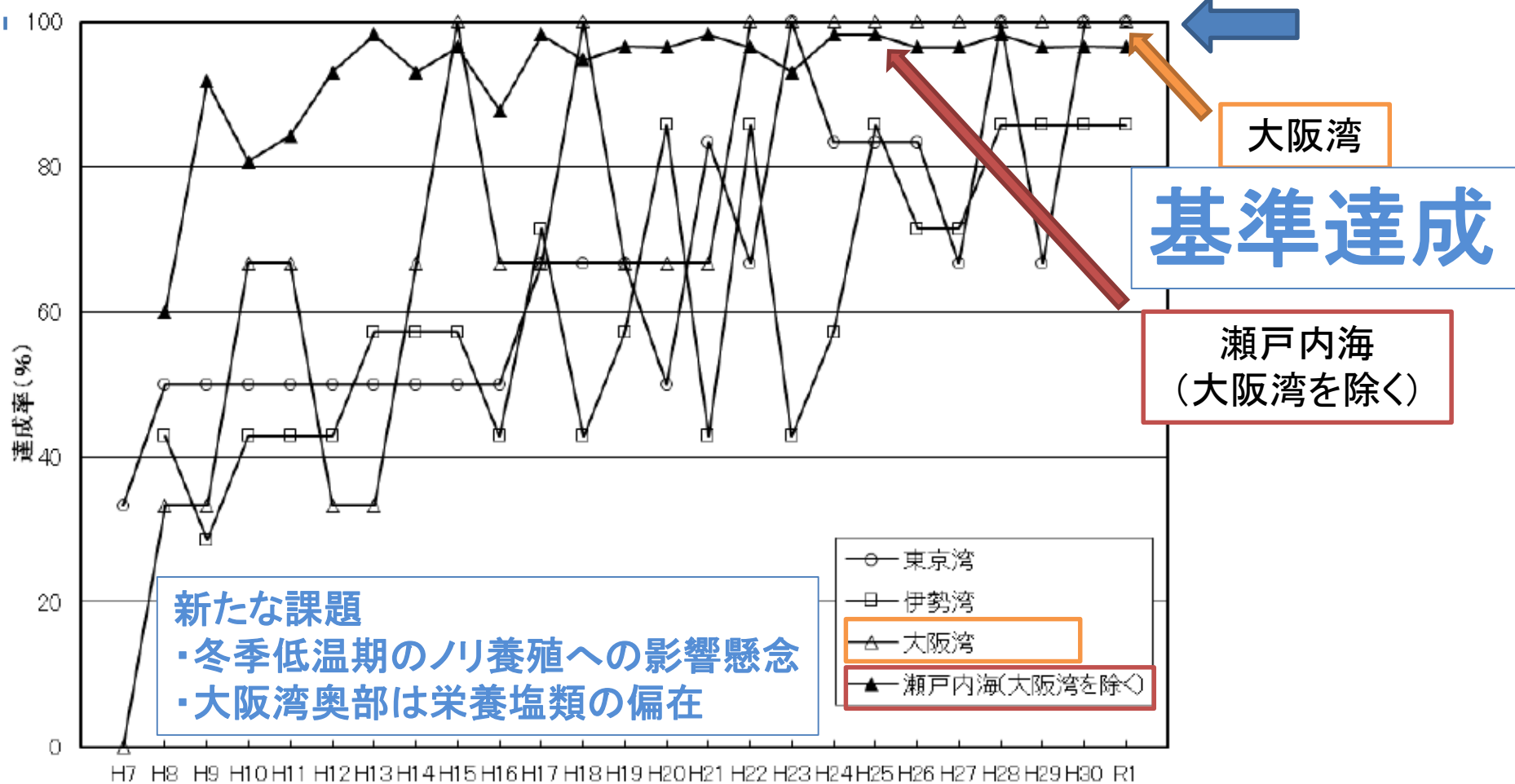
(単位:トン/日)

項目	COD									
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26	R1	
府合計	53	46	39	33	26	20	18	14	13	

CODに係る負荷と水質改善の関係

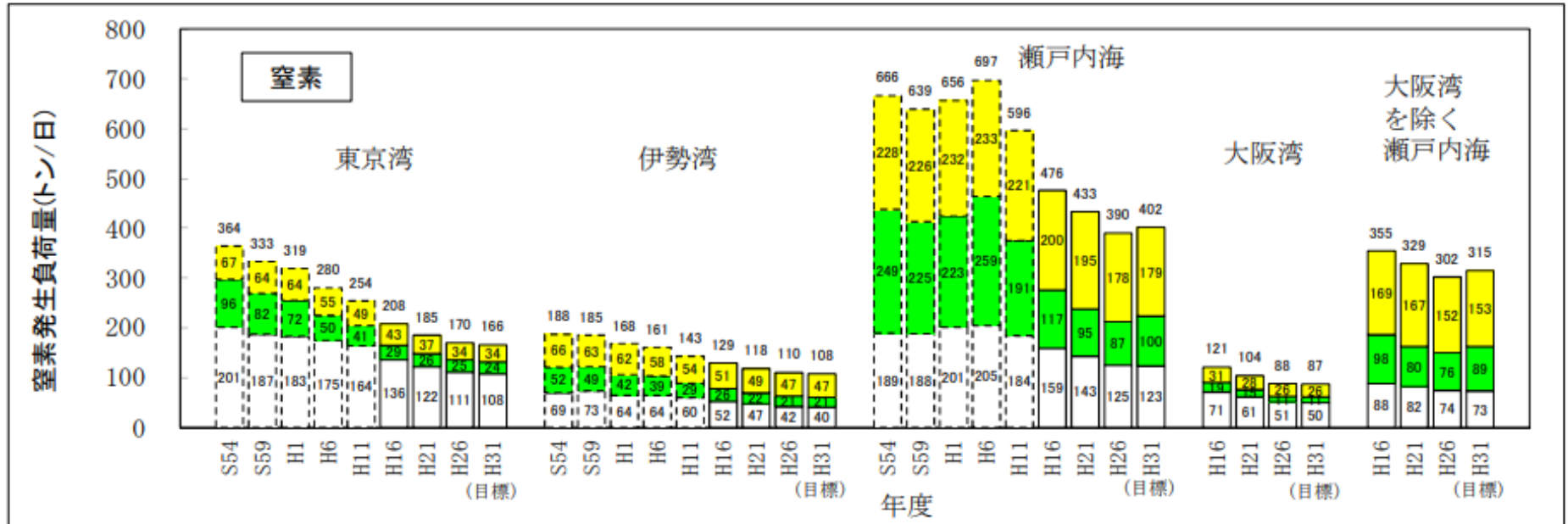


海域毎の環境基準の達成率(全窒素・全りん)



注) 達成率は、全窒素及び全りんともに環境基準を達成している場合に達成水域とした。
出典)「公共用水域水質測定結果」(環境省)

窒素汚濁負荷量の推移



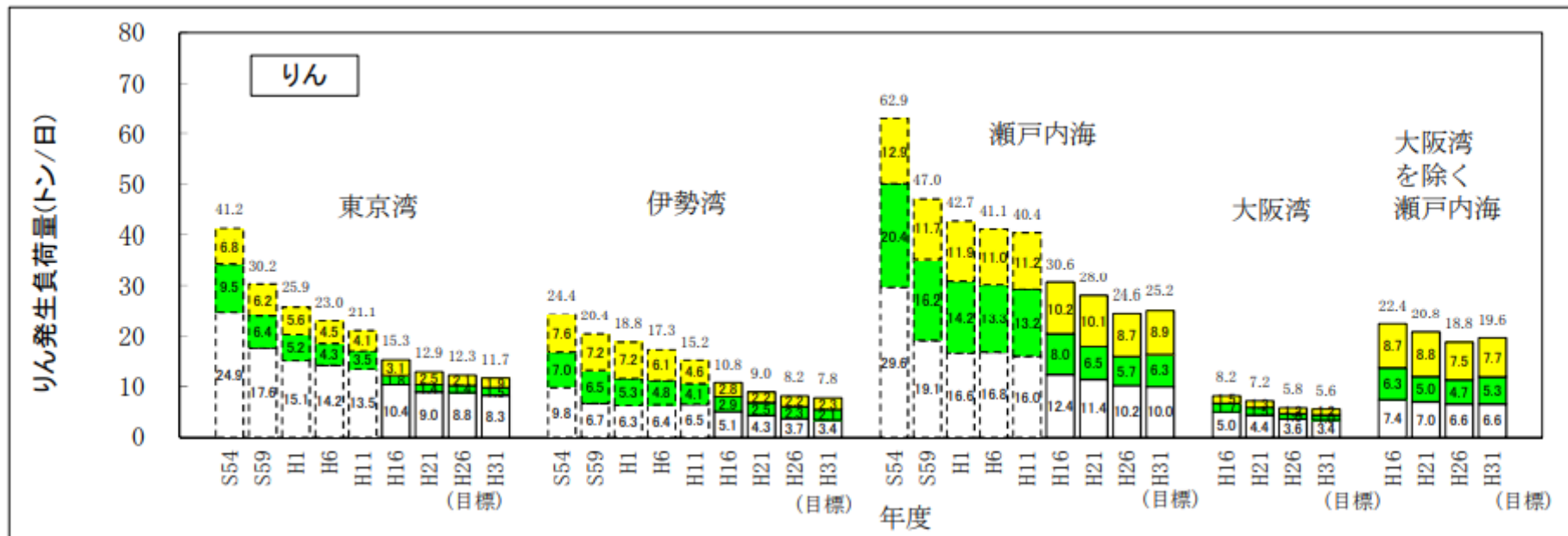
(出典)「発生負荷量管理等調査」(環境省)及び関係都府県による推計結果

京都府内の発生負荷量

(単位:トン/日)

項目	窒素									
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26	R1	
府合計	—	—	—	—	22	17	16	14	14	

りん汚濁負荷量の推移



(出典)「発生負荷量管理等調査」(環境省)及び関係都府県による推計結果

京都府内の発生負荷量

(単位:トン/日)

項目	りん									
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26	R1	
府合計	—	—	—	—	1.9	1.2	1.2	1.2	1.1	

第9次水質総量削減の在り方について

(中央環境審議会答申)[令和3年3月25日] P.31 4-1(1)ウ(抜粋1/2)

- 大阪湾においては、窒素及びりんについて、平成22年度から環境基準の類型指定が行われている3水域の全てで環境基準が達成された状況が続いており、栄養塩類の不足が指摘されている海域もある。CODについては、一部で環境基準を達成していない水域があり、湾奥部において貧酸素水塊が依然として発生しているものの、底質や底生生物の生息状況が改善するなど底層環境の改善傾向が見られる。
- このため、湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しながら、湾奥部など問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応する必要があると考えられる。

第9次水質総量削減の在り方について

(中央環境審議会答申)[令和3年3月25日] P.31 4-1(1)ウ(抜粋2/2)

対策に当たっては、COD、窒素及びりんのいずれも更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持することが妥当である。湾奥部など一部の海域において貧酸素水塊などの問題が発生しているが、負荷削減によりその他の海域で指摘されている栄養塩類の不足が更に進む懸念もあることから、総量規制としての汚濁負荷削減ではなく、栄養塩類の偏在の解消に向け、後述する(2)の対策*を局所的に講ずる必要がある。なお、特定の海域によっては、汚濁負荷削減が最も有効かつ現実的な手法となる場合もあることから、局所対策としての汚濁負荷削減を否定するものではない。

* 生活排水処理施設の整備、流況改善、藻場・干潟の再生・創出 など

なお、令和7年に大阪・関西万博の開催が予定されており、魅力ある地域資源としての発信の好機であることに鑑み、きれいで豊かな海の実現に向けた取組の推進が重要である。

第9次総量削減基本方針

[令和4年1月24日] (抜粋1/2)

1) 目標年度

令和6年度

2) 削減目標量

(単位:トン/日)

		削減目標量 (令和6年度における量)	令和元年度における量
大阪湾	COD	78	83
	窒素含有量	80	81
	りん含有量	5.3	5.5
うち京都府	COD	13	14
	窒素含有量	12	13
	りん含有量	1.1	1.1

第9次総量削減基本方針

[令和4年1月24日] (抜粋2/2)

3) 削減目標量達成に向けた考え方及び施策

• 考え方

瀬戸内海のうち、大阪湾においては、湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しつつ、湾奥部における赤潮や貧酸素水塊など、問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応することとし、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質を悪化させないこととする。

▪ 施策

生活排水処理施設の整備、適切な総量規制基準の設定等の対策により、陸域からの汚濁負荷量を削減するとともに、「豊かな海」の実現のため、水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた、藻場・干潟の再生・創出、底質改善対策、窪地対策、環境配慮型構造物の採用等の取組を推進することで、総合的に水環境の改善を図る。

第9次総量削減計画(京都府)策定の方向性(案)

8次計画の概要

(単位:トン/日)

第8次計画		第8次計画 削減目標量 (令和元年度における量)	令和元年度実績値
京都府	COD	13	13
	窒素含有量	14	14
	りん含有量	1.1	1.1

目標達成

主な削減方途: 下水道の普及・高度処理化の推進、農業や畜産業からの負荷削減対策、事業場排水に対する総量規制 等

9次計画の方向性(案)

国の総量削減基本方針に従い、内陸に位置する京都府では、以下の施策を推進することにより、目標達成を図ることとし、第9次総量削減計画を策定する。

- ① 引き続き下水道整備を推進し、普及率の向上を図る。
- ② 事業場排水に対する総量規制は現行のままとし、強化は行わない。
- ③ 農地における化学肥料の施用量の低減や、畜産業における家畜排せつ物の適正処理の推進等の施策を継続する。

今後のスケジュール

- R4.3月 環境管理部会開催(今回)
- 6月 中間案を府議会へ報告
パブリックコメントを実施
- 7月 環境管理部会開催(2回目)
環境審議会答申
国との協議(※法定手続)
- 9月 最終案を府議会へ報告
- 10月 総量削減計画の公表